

平成十五年十月十日受領
答弁第二〇号

内閣衆質一五七第二〇号

平成十五年十月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出国民の保護と自衛隊員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出国民の保護と自衛隊員に関する質問に対する答弁書

一について

自衛官の職務の遂行に当たっては、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（昭和二十八年条約第二十五号。以下「ジュネーヴ第三条約」という。）等の国際人道法に関する知識を有することが不可欠であることから、自衛官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校において幹部自衛官となるために教育訓練を受けている学生（以下「学生」という。）に対し、ジュネーヴ第三条約等の国際人道法に規定する捕虜の待遇について必要な教育を行っているところであり、お尋ねの教育プログラム（教育計画）、時間数、内容、進め方（教育実施要領）等については、別表のとおりである。

二の①について

武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第一条の武力攻撃事態等をいう。以下同じ。）においては、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための避難等の措置並びに武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動が、適切かつ効果的に実施される必要がある。こ

のような考え方に立ち、これらの措置や行動を調整するための必要な措置が講ぜられるよう個別法制を検討しているところである。

二の②について

お尋ねの「基準」の意味が必ずしも明らかではないが、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により自衛隊が防衛出動を命ぜられた場合であっても、当該自衛隊の用に供する物資、施設、役務等については、平素と同様、契約等により調達することが基本であり、同法第百三条の定めるところに従って実施する場合に限り、物資を使用若しくは収用し、施設を管理し、又は医療等を業とする者に対して業務に従事することを命ずることができる。

二の③について

今後整備される国民の保護のための法制においては、武力攻撃事態等において、都道府県に都道府県国民保護対策本部を設置し、都道府県知事である対策本部長に、当該都道府県の地域において都道府県（警察を含む。）、市町村（消防を含む。以下同じ。）、指定公共機関等の行う国民の保護のための措置を総合調整する権限を与え、当該都道府県の地域における国民の保護のための措置を総合的に推進することが

できるようにすることを想定している。

また、市町村については、避難住民の誘導、応急措置の実施等の市町村の活動を警察及び海上保安庁並びに自衛隊が補完することを想定している。特に、関係機関の連携が必要な避難住民の誘導に当たっては、市町村長を中心に、各機関との間で必要な調整を行う仕組みを設けることを検討している。

二の④について

武力攻撃事態等において、自衛隊は、避難住民の誘導、応急措置の実施等の市町村の活動を補完することから、自衛官の職務の遂行に当たっては、今後整備される国民の保護のための法制に関する知識を有することが不可欠であり、お尋ねの教育プログラム等については、今後整備される国民の保護のための法制の内容に則して検討してまいりたい。

二の⑤について

今後整備される国民の保護のための法制においては、武力攻撃事態等において、市町村が行う避難住民の誘導等の対処措置の実施に際し、自衛隊がこれを補完することを想定しているところであり、自衛隊が行う活動の具体的な要領及びこれについて国民の理解を得るための措置の必要性については、今後検討し

ていくこととしている。

二の⑥及び⑦について

自衛隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行する義務を負っており、憲法及び一について述べたような国際人道法を理解するための教育も受けているのであって、「国際人道法や憲法に明らかに反する」命令を発することはおよそ想定し難いが、一般論として申し上げれば、当該職務上の命令が憲法や国際人道法に反し無効である場合には、当該命令を受けた自衛隊員は、これに従う義務はないと考える。

二の⑧について

お尋ねについては、上官の命令への当該自衛隊員の不服従の態様により異なるが、一般論として申し上げますれば、当該不服従が刑事罰の対象となり得る場合には、自衛隊法第九十六条の規定に基づき、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第九十九条に規定する警務官等が、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の手続にのっとり、捜査を行うこととなる。

このほか、懲戒処分やこれに対する不服申立ての手続の中で、当該隊員の規律違反の事実関係が調査され、上官の命令に従わなかった当該隊員の行為が規律違反に該当するか否かについて判断される。

別表

陸上自衛隊										施設等機関	区分
陸上自衛隊幹部	陸上自衛隊衛生学校	陸上自衛隊衛生	教育団 方面総監直轄の 陸曹教育隊	自衛隊中央病院	教育団等	教育団	陸上自衛隊少年 工科学校	教育団等	防衛医科大学	防衛医科大学	機関等名
幹部候補者等										学生の教育	教育計画
一般幹部候補生	公募陸曹課程	陸曹候補生課程	看護学生課程	陸曹候補士（前期）課程	一般陸曹候補生（前期）課程	生徒課程前期	新隊員（前期）課程	医学科訓練課程	本科教育課程	課程名	
服務及び防衛	服務及び防衛 教養	服務及び防衛 教養	服務及び防衛 教養	服務及び防衛 教養	服務及び防衛 教養	服務及び防衛 教養	服務及び防衛 教養	訓育	国際法	課（科）目	
八時間	二時間	二時間	二時間	二時間	一時間	三時間	二時間	四時間	八時間	教育時間	
										教育内容及び教育実施要領	
										ジュネーヴ第三条約等の 国際人道法を理解させるた め、講義方式による教育を 実施	

海上自衛隊											
舞鶴教育隊	佐世保教育隊	横須賀教育隊	海上自衛隊第一術科学校	横須賀教育隊等	陸上自衛隊幹部学校	陸上自衛隊富士学校等	陸上自衛隊幹部候補生学校等	候補生学校			
海曹及び海士の教育				幹部の教育			の教育				
一般海曹候補生基礎課程	生徒中期課程	練習員課程	技術高級課程	幹部高級課程	指揮幕僚課程	幹部上級課程	三尉候補者課程	医科歯科幹部候補生課程	一般幹部候補生課程(一般)	一般幹部候補生課程(部内)	課程(防大)
勤務一般	隊務	勤務一般	防衛教養	防衛教養	防衛教養	勤務及び防衛教養	勤務及び防衛教養	勤務及び防衛教養	勤務及び防衛教養	勤務及び防衛教養	教養
二時間	一時間	二時間	八時間	十二時間	十二時間	四〜六時間	二〜四時間	一時間	八時間	八時間	

海上自衛隊幹部 学校											海上自衛隊幹部 候補生学校	横須賀教育隊等	横須賀教育隊	横須賀教育隊等
幹部の教育					幹部候補者等 の教育									
幹部高級課程	指揮幕僚課程	幹部専攻科課程	公募幹部課程	幹部予定者課程	医科歯科幹部候補生課程	飛行幹部候補生課程	一般幹部候補生課程(部内)	一般幹部候補生課程(一般)	一般幹部候補生課程(防大)	初任海曹課程	公募海曹課程	海曹候補士課程		
国際法	国際法	国際法	国際法等	国際法等	国際法等	国際法等	国際法等	国際法等	国際法等	一般教養	勤務一般	勤務一般		
三時間	三時間	一時間	七時間	三時間	七時間	五時間	五時間	五時間	五時間	四時間	一時間	二時間		

											航空自衛隊	
学校	航空自衛隊幹部候補生学校										航空教育隊	
	幹部の教育										空曹及び空士の教育	
	幹部普通課程	三尉候補者課程	医科歯科幹部候補生課程	飛行幹部候補生課程	一般幹部候補生課程(部内)	一般幹部候補生課程(一般)	一般幹部候補生課程(防大)	空曹候補士課程	一般空曹候補生基礎課程	生徒基礎課程	新隊員課程	幹部特別課程
	安全保障基礎	防衛一般	防衛一般	防衛一般	防衛一般	防衛一般	防衛一般	服務	服務	防衛学	服務	国際法
	四時間	四時間	六時間	六時間	六時間	六時間	四時間	三時間	三時間	一時間	三時間	一時間

	幹部高級課程	指揮幕僚課程	
	戦略	安全保障基礎	
	四時間	四時間	

(注)

- 一 「教育団等」とは、教育団及び方面総監直轄の教育連隊並びに必要に応じ陸上幕僚長が指定する部隊をいう。
- 二 「陸上自衛隊幹部候補生学校等」とは、陸上自衛隊幹部候補生学校、陸上自衛隊富士学校、陸上自衛隊高射学校、陸上自衛隊施設学校、陸上自衛隊通信学校、陸上自衛隊武器学校、陸上自衛隊需品学校、陸上自衛隊輸送学校及び陸上自衛隊衛生学校をいう。
- 三 「陸上自衛隊富士学校等」とは、陸上自衛隊富士学校、陸上自衛隊高射学校、陸上自衛隊航空学校、陸上自衛隊施設学校、陸上自衛隊通信学校、陸上自衛隊武器学校、陸上自衛隊需品学校、陸上自衛隊輸送学校、陸上自衛隊小平学校、陸上自衛隊衛生学校及び陸上自衛隊化学学校をいう。
- 四 「横須賀教育隊等」とは、横須賀教育隊、呉教育隊、佐世保教育隊及び舞鶴教育隊をいう。